

岩手県告示第369号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成30年3月29日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 有限会社花北窓業
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市村崎野19地割68番地1
 - (3) 代表者の氏名 小野寺国三郎
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第50032号
- 3 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 平成30年3月29日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。